

◎職員の管理職手当に関する規則

制 定 令3. 3. 18 規則1

最近改正 令6. 2. 1 規則2

(趣 旨)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和35年淀川右岸水防事務組合条例第9号。以下「条例」という。）第15条の規定による管理職手当の支給については、別に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(支給範囲及び手当月額)

第2条 条例第15条第1項に規定する管理者が指定する職員及び同条第2項に規定する管理職手当の月額は、別表に掲げる職にある職員にあつては、同表の額、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、当該額に条例第5条第9項に規定する算出率を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、管理監督職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員の管理職手当の月額は、別表に掲げる額に、条例第5条第9項に規定する算出率を乗じて得た額とする。

(令5規則6 一部改正)

(支給方法)

第3条 月の途中において管理職手当を支給すべき事由が生じた場合又は消滅した場合の管理職手当の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる場合について準用する。

(1) 月の途中において管理職手当の額を改定すべき事由が生じた場合

(2) 月のうちに勤務しない日（勤務を要しない日及び年次休暇を付与された日その他管理者が定める日を除く。）がある場合

3 勤務成績が著しく不良である職員については、管理職手当を減額し、又は支給しないことがある。

(支給日)

第4条 管理職手当は、特別の事情のない限り、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

(施行の細目)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (令3. 3. 18 規則1)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令4. 12. 19 規則1)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の職員の管理職手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）規定は、令和4年4月1日から適用する。

(管理職手当の内払)

3 改正前の職員の管理職手当に関する規則の規定に基づいて適用日からこの規則の施行日の前日までの間に職員に支払われた管理職手当は、改正後の規則の規定による管理職手当の内払とみなす。

(施行の細目)

4 この附則に定めるもののほか、この規則の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (令5. 8. 1 規則6)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第2項の規定を適用する。

附 則 (令6. 2. 1 規則2)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の職員の管理職手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）規定は、令和5年4月1日から適用する。

(管理職手当の内払)

3 改正前の職員の管理職手当に関する規則の規定に基づいて適用日からこの規則の施行日の前日までの間に職員に支払われた管理職手当は、改正後の規則の規定による管理職手当の内払とみなす。

(施行の細目)

4 この附則に定めるもののほか、この規則の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

別 表

職	常勤の職員	定年前三任用短時間勤務職員 及び一般任期付職員
事務局長	月額 59,000円	月額 49,000円
総務課長	月額 45,000円	
防潮課長 主 幹	月額 45,000円	

(令4規則1、令5規則6、令6規則2 一部改正)

備 考

定年前三任用短時間勤務職員とは、淀川右岸水防事務組合職員の定年等に関する条例（昭和59年淀川右岸水防事務組合条例第8号）第11条の規定により採用された職員をいう。

一般任期付職員とは、淀川右岸水防事務組合一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和2年淀川右岸水防事務組合条例第1号）により採用された職員をいう。

短時間勤務の職を占める職員にこの表を適用する場合における手当額は、この表の規定にかかわらず、この表に定める月額に、淀川右岸水防事務組合職員の勤務に関する条例（昭和35年淀川右岸水防事務組合条例第22号）第9条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(令5規則6 一部改正)